

船橋市立医療センター移転に関する陳情

陳 情 書

【題意】

船橋市立医療センターの移転に関し、

- ・候補地選定にあたり、市において下記のとおり不適切な行為が行われていること。
 1. 建設予定地の決定にあたり正式な決裁手続きが行われていない。
 2. 市が設けた第三者による検討委員会で審議すべき議題を審議せず、また適切な資料提供を行っていない。
 3. 議会提出資料に記載された引用に、引用元資料の記述と異なる改変が加えられている。
- ・現予定地は、市自ら定めた候補地選定条件に合致しないものであること。また有効な敷地面積が計画比不十分であること
- ・現在の設計案は、工事費縮減の観点が軽視されていること。

から、現建設計画の再検討を求め陳情します。

【理由】

1. 建設予定地の決定にあたり正式な決裁続きが行われていない。

昨年12月5日健康福祉委員会における「陳情第40号 新医療センター用地が超軟弱地盤であると判明したため、建て替え適地の再検討を市に要請することに関する陳情」の審議において、冒頭健康福祉課長は以下のとおり説明されています。（下波線は陳情者記入）

平成26年度に実施した船橋市立医療センターの建て替え検討のための基礎調査業務の中で、現敷地及び道路を挟んだ立体駐車場を含めた敷地での建て替えの検討を行った。

検討の結果、建て替えの種地とするための、また、建て替えを円滑に行うための十分なスペースがなく、工期が長くなること、工事中の患者さんへの影響が大きいこと、完成後の建物も使いづらくなることが課題として挙げられ、メリットが少なくデメリットが多いことが検証された。

現敷地での建て替えが難しい状況となったため、平成27年度から移転候補地の検討を行うこととし、現敷地及び近隣農地を含む7つの候補地について関係部局で検討を開始した。

7つの候補地のうち、病院の移転候補地となり得る可能性のある土地は3か所となり、当該土地について所有者、立地条件、広さ、用途地域や容積率などの建築条件、液状化や水害の危険性など様々な条件を整理し、メリット・デメリットの比較を行い検討した。

この時の条件整理に当たり、液状化の危険性については平成26年3月に発行されたハザードマップを用いて確認している。これらの移転候補地の検討を経て、海老川上流地区の土地区画整理事業予定地内を医療センター移転候補地とする検討を開始し、移転候補地として決定した。

平成28年2月17日の「新しい船橋市立医療センターの在り方に関する検討委員会」（以下在り方検討委員会と記します）第4回会合で、山崎副市長（当時）が海老川上流地区土地区画整理事業予定地内の当初予定地を最終予定地として報告しています。

この報告に先立ち、当然に市において決裁手続きが行われたものと考え上記波線部決定を行った際の決裁文書の開示請求を行いましたが、『公文書不存在 請求に係る公文書は、作

成又は取得していないため』との通知を受けました。

(令和7年1月30日付船橋市都政指令20号)

上記健康政策課長説明のとおりであれば、検討経緯・当初予定地を選定した理由等を記載した決裁書がなければなりません。

決裁文書不存在ということは、何も決定されていないのに在り方検討委員会に対し、当初建設予定地を唯一の候補地として報告していることになります。極めて不適正なものです。さらに加えて現在も虚偽説明を繰り返していることになります。

なお2月14日に健康福祉課長の説明にある検討経緯を記録した文書の開示請求を行いました。決定にかかる文書も含め虚偽説明でないことをお示してください。

2. 在り方検討委員会で審議すべき議題を審議せず、また適切な資料提供を行っていない。
平成27年6月4日に開催された在り方委員会第1回会合の際、議題の最後に示された「今後の進め方」には以下の通り書かれていました。(波線は提出者追加)

第2回【7月23日(木)】場所：医療センター※会議終了後、施設の見学

- ・担うべき役割や診療機能・規模について
- ・建て替えの必要性検証
- ・増床の必要性の検証
- ・望ましい立地条件
- ・現病院の活用について

第3回【10月頃】※第3回では、進捗状況に応じて、第2回の内容を引続き議論する。

しかしながら第2回の議題は以下のとおりでした。

- (1)医療を取り巻く環境について
- (2)千葉大学医学部附属病院の患者推計等について
- (3)船橋市立医療センターの現状の患者受療動向等について

第3回の議題は以下のとおりでした。

- (1)医療センターに求められる将来像（担うべき役割や診療機能・規模）について
- (2)建て替え及び増床の必要性の検証
- (3)今後の進め方について
- (4)その他

以上のとおり第2回第3回（平成27年11月18日）では予定された「望ましい立地条件」についての検討は行われていません。

上記第3回議題の (3)今後の進め方 の資料には以下の予定が記載されていました。

第4回【1月頃】

- ・報告書（案）について
- ・望ましい立地条件
- ・その他

しかし、その第4回在り方検討委員会（平成28年2月17日）の冒頭で山崎副市長（当時）より「海老川上流地区土地区画整理事業予定地」を建設予定地とする旨報告が行われ、結局在り方検討委員会では「望ましい立地条件」に関する検討は行われませんでした。

しかも報告にあたっては、上記1. の検討経緯に関する資料の提示はなく、最低限の予定地がハザードエリア内であることの言及すらありませんでした。

このため、在り方検討委員会では第4回、第5回と予定地がハザードエリア内であること

についての認識がないまま議論がすすめられ、平成 28 年 3 月「新しい船橋市立医療センターの在り方に関する検討委員会報告書」が市長に提出されています。

これら、会議の進め方や資料提供には、不都合な真実を隠そうとする意図が感じられ極めて不適切なものです。

3. 議会提出資料に記載された引用に、引用元資料の記述と異なる改変が加えられている。

平成 28 年 7 月 29 日健康福祉委員会に提出された資料「船橋市立医療センター建替に係る候補地検討経緯」の最下段に以下の記述があります。

平成 28 年 3 月	【在り方検討委員会における検討】 第 5 回在り方検討委員会において、「海老川上流地区まちづくり」の地区内を移転候補地とすることについて協議し、下記の内容を報告書に記載して、中山委員長が市長へ報告した。 ◇ 現在の医療センターは、ほぼ市域の中心部に位置しており、救急医療の関係を考慮し、移転候補地は、現在の位置を中心とした周辺地域が望ましい。 ◇ 医療センターの移転候補地として、「海老川上流地区のまちづくり」予定地の地区内とすることが船橋市として検討されており、当該地区は、望ましい条件を満たすものであり、医療センターの機能を十分に発揮できる候補地と考える。 ◇ できるだけ早期の移転が可能となるよう、「海老川上流地区のまちづくり」を早急に進めていただくことを強く要望する。
----------------	---

いっぽう、引用元である平成 28 年 3 月「新しい船橋市立医療センターの在り方に関する検討委員会報告書」の P12 の記述は以下のとおりです。

(2) 移転候補地

現在の医療センターは、ほぼ市域の中心部に位置しており、救命救急センターを有する病院としては、救急医療の関係を考慮し、移転候補地は、現在の位置を中心とした周辺地域が望ましい。

医療センター移転候補地として、「海老川上流地区のまちづくり※」予定地の地区内とすることが船橋市として検討されており、当該地区は、前述の条件を満たすものであり、医療センターの機能を十分に発揮できる候補地と考える。

現在の医療センターは、切迫した設備の老朽化、施設の狭隘化、施設機能の分散配置などの課題があるため、できるだけ早期の移転が可能となるよう、「海老川上流地区のまちづくり」を早急に進めていただくことを当検討委員会として強く要望する。

また、区画整理事業の予定地の中においても、救急医療の提供や患者アクセスを配慮し、適切な位置及び規模を確保することが重要である。また、来院者の利便性向上のため、駐車場用地を十分に確保することも、重要な要素の一つである。

さらに、次期の建て替えや増改築等を見据え、必要な面積の用地を確保していくことも重要である。

報告書では、市中心部との距離的条件のみを満たすと記されたものを、複数の望ましい条件を満たすと読めるよう改変しているのです。

実は、報告書を取りまとめた第 5 回在り方検討委員会の冒頭（議事録 P4）健康政策課長の原案説明に以下の発言があります。

また、12ページから13ページにまたがって記載しております「(2) 移転候補地」は、前回、山崎副市長より説明がありました、「海老川上流地区のまちづくり」について、言及しております。特に、「当該予定地は、医療センターの移転にとって、望ましい条件を満たす土地である。」、「区画整理事業の予定地の中においても、救急医療の提供や患者アクセスを配慮し、適切な位置及び規模を確保することが重要である。」、「次期の建て替え等を見据え、必要な面積の用地を確保していくことが重要である。」、「できるだけ早期の移転が可能となるよう検討する必要がある。」ということがまとめられております。

つまり、事務局が呈示した原案が委員会において修正されたにも関わらず、議会提出資料は原案の記載に改変して議会に審議を行わせているのです。極めて悪質、決してあってはならない行為です。

あらためて平成28年7月29日健康福祉委員会資料（資料1）を平成27年11月から読み直してみると、市長は候補地選定にあたって海老川上流地区を候補地とすることの「方向性を指示」したのみで、最終責任は在り方検討委員会に負わせようとしている意図が読み取れます。

市長が用地選定の責任を回避しようとするような場所に1千億円の巨費を投じるのはまさに「ドブに金を捨てる」ものです。

4. 現予定地は候補地選定条件のいずれにも合致していないこと、また土地の有効面積が計画比狭小であること

副病院局長は現予定地が候補地選定条件を満たしている旨再三答弁されています。しかしながらその答弁は事実と大きく異なります。現予定地はいずれの条件も満たしていません。

(1)まず上記報告書の記載内容にそって確認します。

条件1. 救命救急センターを有する病院としては、救急医療の関係を考慮し、移転候補地は現在の位置を中心とした周辺地域が望ましい。

現候補地 平時において現候補地は条件を満たしますが、肝心な大震災時は金杉十字路まで大きく迂回しなければ新病院にたどりつけず条件を満たしません。

条件2. 患者アクセスを配慮し、区画整理事業地内の適切な場所を確保すること

現候補地 当初候補地は条件を満たしていましたが、300M北側に移転したことによりそのメリットは失われました。

条件3. 来院者利便性向上のため、駐車場用地を十分に用意すること

現候補地 北側に駐車場がありますが、北側に来院者用玄関は設けられていません。来院者用駐車場としては機能しません。（おそらく、北側玄関・通路を設けるスペースさえ捻出できなかったものと思われます）

他には立体駐車場のみで、それも建築面積が削減されています。

条件4. 次期の建て替えや増築を見据え、必要な面積を確保しておくこと

現候補地 当初予定地には余地がありましたが、現候補地にその余地はありません。

北側駐車場に増築用地の記載はありますが、北側隣地が調整区域農地のため日照への配慮から高さ制限があり実質建築不可です。

(2)つぎに副病院局長が答弁で挙げている、容積率・建蔽率等設計上の条件を条件5として検討します。現候補地は容積率・建蔽率の条件は満たしますが、先に述べた北側隣地への配慮から設計上大きな制約を受けています。

当初予定地と同等の面積を取得したにもかかわらず、船橋市立医療センター建替工事設計委託公募型プロポーザル選定委員会審査講評（資料2）中、次点となったC社についてのコメントの中に「決して十分とはいえない敷地面積」との記述があります。設計上制約となっていることがうかがえます。

先述のとおり、北側に駐車場があるにもかかわらず、北側に玄関・通路を配置することすらできていません。「不十分な敷地」に制約されて機能的に不十分となっている箇所は他にもあると思われます。

以上述べたとおり、現予定地は市自ら設定した選定条件を悉く満たしていません。

条件2～5は当初予定地から現予定地へ変更されたことにより、条件を満たすことができなくなったものです。

新しい病院を市民・病院スタッフにとってより良いものとするよりも、区画整理区域内地権者の利益を優先して候補地の変更を行ったことも、市長として不適切な業務執行といえると思います。

5. 現在の設計案では、工事費縮減の観点が軽視されていること

船橋市立医療センター建替工事設計委託公募型プロポーザル審査講評では、採用されなかったB案C案では工事費圧縮につき評価するコメントがある一方、採用されたA案にはそれがありません。

医療センターの経営が赤字に陥り、客観情勢から考えて好転は望めない今、工事費の圧縮に最大の祖力が払われるべきです。

以上1から5までの理由により新医療センターの現建設予定地における建設計画の再検討を求めます

なお、新たな建設予定地として以下の検討を求めます。

1. 南側隣地
2. 北側隣地
3. 夏見運動公園プール・テニスコート・東側駐車場

1. 南側隣地について交渉がなされてから既に8年が経過しています。農業の経営環境も厳しくなっています。再交渉してみる価値はあるのではないのでしょうか。

2. 北側隣地についてはこれまで候補に挙がっていません。地権者が複数となりますが交渉してみる価値はあるのではないのでしょうか？

台地を大きく削り取る工事が必要となります。工事を行う場合、削った土の処分が大きなコストとなりますが、幸い今なら土地区画整理事業の盛土が進行中です。また夏見運動公園駐車場敷地を嵩上げすることとしても良いと思います。

1. 2いずれかが実現すればC館E館駐車場等の活用、地盤改良費が不要となる等でコストが大きく削減できます。

地権者に対しては、担当者の折衝にまかせることなく市長自ら出向かれてお願いされればよいと思います

す。

敷地は市街化調整区域内のため、開発審査会提案基準 2 3 による制約を受けますが、川口市と同様に 2 次 3 次救急病院への例外規定を設ければよいと思います。(資料 3 川口市の基準)

3. 夏見運動公園プール・テニスコート及び東側駐車場の一部についてはなぜかこれまで候補に挙がっていません。

プールは現在の候補地に移せばよいのではないのでしょうか。プールが新駅近くとなれば子供達は電車でプールに行くことができます。(駅から 500M は、病人、お年寄りにはつらい距離ですが、子供達にとってはさほどでもない距離です。)

そしてなにより、夏季の運動公園周辺の大渋滞の解消となります。

新プールへの自動車アクセスは、北側調整区域内道路経由とすれば周辺の一般通行車両への影響は小さくなるのではないのでしょうか

体育館はそのまま良いのではないのでしょうか。万一大震災時には仮設ベッドを設置することができます。

敷地は第一種低層住居専用地域で指定替えが必要ですが、北側は市所有地の運動施設ですから制約は少ないのではないのでしょうか。

プールの新造コストが大きすぎる場合は、プール東側から駐車場上部にかけて建設することも考えられます。その場合は市街化調整区域にかかるので 1. 2. と同様提案基準の見直しが必要となります。

以上早急に検討すべきと考えます。